

## 管理理容師・管理美容師指定講習事業の方向性について

### ○ 管理理容師・管理美容師に期待される役割

#### <第1回の意見>

- ・衛生面を管理していくことは大事
- ・消毒など目に見えない部分の施設管理には、しっかりした人がいないと衛生の確保は難しい

### ○ 講習科目

#### <第1回の意見>

- ・設立当初から見れば疾病の変化、衛生水準も向上しているため内容について見直しを図るべき
- ・時代背景に合わせながら変えていくことは必要
- ・平成20年に見直し、アンケート結果でも好評である。2～3年継続する中で、内容を見直していく方がいいのではないか
- ・労働、雇用問題、経営管理の問題についても含めたらどうか

#### <方向性>

- 制度にあった内容（食事バランス、正しい歩き方の削除など）とし、感染症等の最新情報など、時代背景にあった内容に定期的に見直すべきではないか

### ○ 講習時間

#### <第1回の意見>

- ・従業者として勤務している人たちが時間を取りにくい中で時間が短くなったと承知
- ・1人でやっている場合は店を閉めて受講するケースもあるが、営業に支障がないように講習日程を組んでいる状態

#### <方向性>

- 講習時間数は現在の18時間で良いか。

○ 講師

＜方向性＞

→ 講習内容の見直しに応じて、講師を見直すべきではないか。

○ 講習成果の確認

＜第1回の意見＞

- ・受講すれば修了証書がもらえることは、早く改善すべき
- ・ハードルを厳しくするかどうか
- ・一時試験制度にしたことがあり、そういうことも考えてやるべき

＜方向性＞

→ 講習終了後に試験を実施し、その合格者を修了者として資格を与える考え方はどうか。

○ 講習の受託実施機関、受講料

＜第1回の意見＞

- ・受講者数と決算を見ながら現在の受講料が適正かどうかは今後考えていく
- ・業界の自主努力でやってもいいのではないか

○ その他

＜第1回の意見＞

- ・理容師・美容師の免許を受けてから何のチェック機能もない。国民に答えられる仕組みを確立すべき
- ・公衆衛生上の観点から必要であれば、2名なのか5名が妥当なのかの議論も必要
- ・必要な知識を一定期間ごとに講習を受けていただく必要があるのではないか
- ・1名であっても管理講習は受講する意味がある
- ・資格制度に対する関心が薄い。有効な資格としてとらえられるような制度に変えなければ存在価値はない
- ・制度についてPRが必要

## 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について

### <考え方>

- ①管理理容師・管理美容師が担う理容所又は美容所において、衛生管理を徹底するためには、管理的な立場の指導者が必要
- ②理容師・美容師は不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される香粧品での事故対応などについての知識が必要

### <方向性>

- 法定義務としての指定講習会の是非
- 内容を充実すべきではないか
- 更新制を実施するなど、新たな知識・技能を身につけることができるようにすべきではないか